

行財政改革特別委員会

平成24年6月14日

葛城市議会

都市整備部長	矢 間 孝 司
〃 理事	中 裕 晃
建設課長	石 田 勝 則
保健福祉部長	吉 川 光 俊
教育部長	中 嶋 正 英
教育総務課長	西 川 信 明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大

7. 付 議 事 件 所管事項の調査について

(1) 新市建設計画及び財政計画について

開 会 午後2時00分

阿古委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより行財政改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。6月議会も間近となりまして、皆さん方にまた検討していただく案件がございます。慎重な審議、よろしくお願い申し上げます。

委員外議員の紹介をさせていただきます。吉村議員、春木議員の2名であります。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

阿古委員長 発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切替えるようお願いいたします。

それでは、これより協議案件に入ります。

所管事項の調査について、(1)新市建設計画及び財政計画についてを議題といたします。

初めに、新市建設計画について、平成24年度予算や事業の確定などにより、一部事業予算に変更が生じたので、そのことについてお手元にお配りいたしましてあります資料に基づき、理事者より説明願います。

部長。

田中企画部長 冒頭、委員長からもご説明ございましたが、このたび、新市建設計画におけます1事業につきまして、事業費の大きな増加の方がございました。この事業につきましては、6月議会に上程しております一般会計補正予算におきましても、所管より説明があり、ご審議をいただく予定でございますが、本委員会におきましては、新市建設計画における全体の事業費や起債申請額の変更が生じてまいっております。

また、昨年12月に本委員会におきまして、事業内容の変更の方をご審議いただき、本会議にて追議案件としまして、可決をいただいたわけでございますが、以降、半年が過ぎましたので、主要な各種事業の事業費の推移につきましても、説明をさせていただきます。

また、当然、財政計画につきましても、影響が及ぶわけでございますので、この新市建設計画の説明後に所管課からご説明も申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

それでは、担当の企画政策課長の和田課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしくお願い申し上げます。

冒頭、大変申しわけございません。本日、皆様にお渡しさせていただいております資料の方でございますが、一部ミスプリントがございました。大変申しわけございません。A3の

1枚物の資料でございますが、この中の大きな施策項目の2つ目、保健・医療・福祉の充実欄でございますが、これの小計欄、左側では「保健・医療・福祉の充実小計」と記載させていただいております。これが右側の方で「教育・文化の充実・創造小計」というふうに変わってしまっております。同じく右側も「保健・医療・福祉の充実小計」ということで訂正させていただきます。まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

もう一度申し上げます。左側で大きな施策項目、左側に5項目ございます。これの上から2つ目、保健・医療・福祉の充実という欄の右側、その欄の小計欄でございますが、見出しに「保健・医療・福祉の充実小計」と記載がございます。これが、右側の表では、「教育・文化の充実・創造小計」となっております。大変申しわけございません。これを「保健・医療・福祉の充実小計」という欄に訂正いただけたらと思います。まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、大変申しわけございませんでした。改めまして、このたび、新市建設計画の事業として、実施しております事業の中の事業費の変更案について、ご説明申し上げます。先ほど申しましたお手元でございますA3の資料の方で、一枚物の資料でございます。左半分が昨年12月の本委員会でご報告いたしました新市建設計画の事業ごとの事業費、右半分が今回変更案の事業費の一覧でございます。

なお、この表の数値の積み上げに対する条件でございますが、昨年12月にご報告申し上げました左半分の数値につきましては、平成22年度分までを決算額で積算しまして、平成23年度分につきましては当初予算額、また、平成24年度以降につきましては、その時点での見込み額を算出の上、積算いたしております。

一方、今回変更を予定しております右側の数値でございますが、平成22年度分までにつきましては、左側と同様に決算額で積算いたしておりますが、平成23年度分につきましては、年度内の補正予算額などを反映いたしました現計予算額で積算いたしまして、平成24年度分につきましては当初の予算額で積算し、また、平成25年度以降につきましては、現時点での見込み額として算出の上、積算しております。条件は以上でございます。

また、全体事業費でございますが、昨年12月に全体事業費を177億7,454万1,000円と変更させていただきましたが、今回、全体事業費を200億2,067万8,000円に変更させていただこうとするものでございます。

それでは、事業費に変更のある事業を、順を追ってご説明申し上げますが、途中、事業年度の枠内に前年繰越分と表記され、事業費欄で二段書きになっているものがございますが、これは台帳整理の都合上、このような表記になったもので、事業費といたしましては、合計額でご説明申し上げますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、個々の事業の方のご説明させていただきます。

まず、大きな見出しの教育・文化の充実・創造欄でございます。これの中の変更分でございますが、まず、白鳳中学校体育館地震補強でございます。これにつきましては、変更後事業費を1億1,576万9,000円ということにさせていただいております。12月との差額につきましては、136万9,000円の増でございます。これにつきましては、平成23年度に耐震診断を行

いまして、その結果によります設計価格を予算額として計上させていただきました。そういうことに伴いましての変更でございます。

次に、新庄小学校校舎地震補強でございます。これにつきましては、変更後事業費を7億9,684万4,000円ということの変更でございます。12月の差につきましては、7,483万円の増でございます。これにつきましても、先ほど同様、平成23年度の耐震診断結果によります平成24年度の予算を計上したことについての増額ということでございます。

次に、忍海小学校校舎地震補強でございますが、これにつきましては、8億2,291万8,000円に変更ということで、12月との差額はマイナスの81万6,000円ということでございます。これにつきましても同様に、平成23年度の耐震診断結果によるものでございます。

次に、磐城小学校校舎地震補強でございますが、これにつきましては、変更後事業費が2億5,676万7,000円、12月との差がマイナスの6,150万3,000円でございます。これにつきましては、平成23年度で事業が終了いたしましたことによります見込み額の見直しということでございます。

次に、磐城小学校体育館地震補強の方でございますが、変更後事業費が2億2,762万円、12月との差が1億3,253万円の増でございます。これにつきましては、他の耐震診断と同じ結果でございます、改めまして……。

(「一番右側に載っているという」の声あり)

和田企画政策課長 はい、済みません。差額につきましては、表の中の一番右側に載せていただいております。

この磐城小学校体育館の地震補強につきましては、平成23年度の耐震診断結果による平成24年度分を予算計上したということでの変更でございます。

次に、昨年12月の本委員会でご説明申し上げました新庄幼稚園をこの欄に改めて入れさせていただいております。新庄幼稚園につきましては、変更後事業費が3億2,000万3,000円、12月との差が5,034万5,000円でございます。これにつきましては、事業用地の拡大等で予算額が変更になったということでございます。

次に、学校給食センターの方でございますが、これにつきましては、変更後、14億8,228万4,000円、12月との差が248万4,000円でございます。これにつきましても、設計費等を改めて積算いたしました上で平成24年度予算を計上いたしました結果、増の変更をさせていただくとするものでございます。

次に、左側の大きな項目の2つ目、保健・医療・福祉の充実の中の磐城第2保育所の方でございます。これにつきましては、変更後の事業費を8億266万4,000円ということとさせていただくとするものでございます。これにつきましては、12月との差は7,285万円の増でございます。これにつきましては、事業進捗によります見込み額を改めて見直した上、平成24年度の予算額を計上させていただいたことについての増額ということでございます。

次に、左の大きな項目の中の3つ目、産業の育成・創造欄でございます。この中の2番目、商工業の振興で地域活性化事業、いわゆる新道の駅事業でございます。これにつきましては、変更後事業費が18億3,796万1,000円、12月との差が2,658万2,000円の増でございます。これ

につきましても、事業の協議などある程度進捗いたしました上での事業費の見直しの上で、平成24年度当初予算を計上させていただいたということでの変更でございます。

それから、左側の大きな項目の4つ目、生活環境の整備の中のごみ処理施設の整備事業でございます。これにつきましては、変更後の事業費を65億4,208万2,000円ということで、12月との差が17億9,209万9,000円でございます。これにつきましては、事業が本格的にいよいよ始まってきますということで、改めまして全体事業費を精査の上、本年度予算を計上させていただいたということでの事業費の増でございます。

それから次に、左側の大きな項目で5つ目、都市基盤の整備欄でございます。まず、1点目が尺土駅前広場整備事業でございます。これにつきましては、変更後事業費を20億2,372万円ということでございます。12月との差につきましては、1億2,363万7,000円の増ということでございます。これにつきましては、事業のある程度進捗によります全体事業費の見直しということでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業の方でございます。これにつきましては、13億1,479万4,000円の変更後の事業費でございます。12月との差につきましては、マイナスの4,370万6,000円でございます。これにつきましても、事業進捗によります改めて全体事業費を見直させていただいたということで、その上での平成24年度当初予算を見させていただいた上でのマイナスということでございます。

次に、道路新設改良事業の方でございますが、変更後事業費が4億8,462万2,000円、12月との差が7,543万6,000円でございます。これにつきましては、平成23年度分より生活関連道路の整備といたしまして、新市建設計画書の中で読み取れるということで、通常の道路新設改良を新市建設計画の事業に移させていただいております。これにつきましては、改めて平成24年度の当初予算額を計上させていただいた上での変更ということでございます。

最後になりましたが、事業費の総計でございますが、昨年12月にご報告申し上げました177億7,454万1,000円を今回、事業費のトータルで200億2,067万8,000円、差し引き22億4,613万7,000円の増ということで変更させていただこうということでございます。

なお、ご参考までに、200億2,067万8,000円の財源の内訳でございますが、国庫補助金の方が65億1,404万7,000円、県の補助金が5,686万9,000円、合併特例債の方につきましては、98億9,690万円、通常債につきましては、11億5,280万円。その他の欄でございますが、これにつきましては4,619万1,000円、一般財源につきましては23億5,387万1,000円ということでございます。

以上で、事業費の変更案についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

阿古委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて、何かご質問等ございませんか。

白石委員。

白石委員 この間、新市の建設計画の見直し、これに至る要因というのは、1つは学校給食センターのですね、統合設置ということであり、また新庄幼稚園の建替えということが中心で、この新たな事業の新市の建設計画への追加という形で議論もし、さらに財政計画についても議論

をしてまいったところであります。

今回の場合は、それにあわせて全体として執行されている事業の一定の見通しがついてきたということによるもの、あるいは事業全体を精査し、見直しの中で確定をしてきた、そういうものがプラスされているわけでありまして。とりわけ、新クリーンセンターの建設に伴うものとか、ごみ処理施設整備事業費、これについては、17億9,000万円ぐらいの増加になっております。減っている分もあるんですけども、精査をする中で事業費が増加をしてきているということは、私、非常に危機感を持って受けとめているわけです。もう既に合併特例債は限度額まで到達をしているわけで、じゃ、どこに財源を求めるのか、こういうことになりますと一目瞭然で、22億4,613万7,000円の増額のうち、11億円超える通常債が発行されると、こういうことになってくるわけです。ご承知のように、当然、合併特例債の償還、このものについては元金・利子について、これは後年度に70%の交付税措置がなされるということであるわけでありましてけれども、この通常債についても、交付税措置等はどのようにしているのか、この点をまずお伺いしておきたい。このように思います。

阿古委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問の通常債におきます交付税算入の率かと思ひます。こちらにつきましては、一般廃棄物の処理事業債ということで、通常分が75%の50、財対債分15%の50ということで、充当率が90%、交付税算入に至りましては50%ということでございます。

以上でございます。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 財政課長の方から通常債についての交付税措置についてお伺いをいたしました。この間、合併特例債の償還の問題で、やはり公債費比率等々の条件が悪くなってくるという問題、あるいは何よりも経常収支比率がそのことによって高くなっているということは、この委員会でも懸案事項として議論をされてきたわけでありまして。

そこで、具体的に償還計画が、ピークがまた違ったところに係ってくるのではないかというふうにも思ひますし、または、ご承知のようにこの合併算定替えは平成26年までであります。そこから5年間かけてこの普通交付税は漸減してくる。こういうことになり、平成32年でしたでしょうか。一本算定に移行されると、こういう状況の中で、これまでの予算委員会や決算委員会の答弁では、やはり4億円から5億円、交付税が減額するだろうと、こういう見通しを示していただいております。

そんな中で財政計画そのもの、これはどう把握するんやと、どう立てるんやというのが非常に難しい。これは決算は、平成22年度までは決算、平成23年も現計予算の中できちっと精査されたもの。平成24年は当初予算、それ以降は見通しやということですから、非常に見込みがしにくい。しかも、この間、政府の財政計画によって、地方財政が本当に荒波の中に放り出されてきて、やっと今、さざ波のところに来ているという状況ですけれども、今度どうなるか、東日本大震災への経費が増嵩する中で、地方財政がどうなるかということになれば、非常に心配をするわけです。

そこで、非常に財政計画そのものをこのままこのとおりになんてならないことは私もよく理解していますけれどもね。本当に合併特例債あるいは通常債がこれだけふえてきて、償還財源をどう確保していくのかという点で非常に懸念に思うわけでありましてけれども、その点、財政計画の中でご説明いただけるというふうに思うわけでありましてけれども、この1点だけお伺いしておきたいんですけれども、177億円、12月の時点で157億円でしたか、167億円でしたか、のときに、新庄幼稚園あるいは学校給食センターの件で増額、主にその点で増額をしたと。さらに今回22億円ということで、市民的な感覚からしたら、これは非常に心配をされる、懸念される問題だと思う。それはなぜかといいますと、1つは、合併市のこの間のいろんな経緯を見てみますと、篠山市は平成合併の第1号として、県や国が肩入れして、まさに合併すればこういう特典がありますよということで、どっとう事業をやりました。その結果、この合併特例債の償還、あるいは思ったように人口がふえなくて、税収がふえなかったということ等々含めて、財政危機に陥るということになりました。その後の合併したところは、じゃ、どう対応したか。やはり、新市の建設計画そのものを見直してきた。これが第一段でありました。その後また、小泉さんの三位一体改革で予算が組めない、こういう状況になって、改めてまた新市の建設計画を見直した。

ご承知のように三重県の津市、ここは三重県を中心に10市町、村も入っていたかもわかりませんね。合併しました。大きな町になっちゃったんですが、当初は、どれ程の新市建設計画を立てていたか。2,275億円です。2,275億円。しかし、合併市のこの線で財政的な諸問題、さらに小泉さんの三位一体改革によって地方財政が大変な状況になり、見直しをされました。幾らにされたと思いますか。500億円ですよ。2,275億円から500億円ですから、4分の1以下に新市建設計画を見直した。私はこの点では、それはその町のいろいろな事情がある。うちのうちで一定の財政基盤をつくりつつやってきた。必要な事業については合併特例債を活用してやるべきだという形で、この間の幼稚園あるいは給食センターの設置については、これは避けて通れないという形でありましたけれども、今回、これを見直して、それは新クリーンセンターの建設も、予算がなければ、裏づけがなければ事業ができないというのはよくわかるんですけれども、所管の委員会で十分ご議論をしていただくということでもありますけれども、やはりその他の事業を含めて22億円。その半分を通常債ということになれば、これは懸念されていたことをまた改めて考え直さなければならないというようなことになってくるわけですね。この点で、提案するに当たって、「しゃあないやないかい、やらなしゃあないやないかい」と、気合いで行くわけにいかんわけやから。財政計画の方に譲りたいと思いますけれども、最初にご所見をお伺いしておきたい。

阿古委員長 市長。

山下市長 いろいろとご心配をいただきまして、ありがとうございます。実際に財政計画、新市建設計画、今回、なぜに今、この時期にということでございますけれども、いよいよ新クリーンセンターの建設に当たって、事業確定をし、入札事務に入っていかなければならないということでございますけれども、当初、新市建設計画の中では、それこそ先ほど白石委員がおっしゃっていただいたように全体事業費の中で葛城市が使える合併特例債の額というのは、約

100億円ですね。100億円弱という枠がある中で、他の事業、これもしなければならないという状況の中で、クリーンセンターの枠としては、全体事業費として30億円という枠しか取っておりませんでした。実際にいろいろと学校の耐震なり何なりというのを、事業終了していったときに、合併特例債の中で使用しなかったものとかの積み上げをしながら、クリーンセンターの額も途中でふやしていったりはしておりましたけれども、いよいよ最終的に設計金額をくくって、入札の事務に入るところで、概算の事業費ではいけませんので、しっかりと積み上げたものという形の中で実際にコンサルタントに相談をしながら、事業費を積み上げていかせていただいたら、設計金額としておおむね、最大これだけの費用は要りますよというようなお話が出てまいりました。実際にこれをもとに入札事務に入っていくということになります。実際にこの額で落ちるというわけではございません。何ぼで落ちるかというのは私もわからないわけでございますけれども、その間、前回、出させていただいておりました金額からかなり増嵩しているわけでございますけれども、入札するに当たって、前回の47億4,900万円では入札ができないということになりましたので、この部分を額としてふやしていくに当たって、合併特例債を使用するわけにはいきませんので、今回、その増嵩部分に関しまして通常債を充てさせていただいておるということで、今年度の11月、12月ごろに入札の予定をいたしておりますけれども、それが終わりましたら、またこのような委員会を開いていただきまして、財政計画の見直しを再度出させていただくという予定でございます。その間、本日までに確定をいたしました平成23年度3月末までの現計の予算であるとか、コンプリートしたもの、事業で終了した、完了したものにつきましては、その金額を計上させていただいて増嵩を見ていただいているというような形になっております。

さて、葛城市の財政状況、また起債の状況という話でございますけれども、現在、平成22年度で約102億あります。このうちの80から85%程度が合併特例債ないし臨時財政対策債という形になっておりまして、この分に関しましては、臨財は100%の交付税算入で、合併特例債に関しましては、70%の交付税で返ってくるということでございますので、実質的な起債の額としてはかなり小さなものになろうかというふうに思います。奈良県12市の中では当然、葛城市が一番小そうございますし、奈良県全体の中でもこれだけ低い起債残高のところはないというふうに思っております。

これから財政計画を見ていただきまして、ピークがどこになるのかというようなことも見ていただくわけでございますけれども、一時、後で見ていただく中で200億円に達するというようなところも、一般会計分、普通会計分の起債残高が200億円に達するというようなこともありますけれども、この中身にいたしましても、85%が先ほど申し上げました合併特例債と臨時財政対策債というふうな中身がしっかりとわかっておりますので、その財政の返済計画もしっかりと見据えながら予算編成をさせていただく、また、事業計画を立てさせていただくというようなことを考えております。来年のこと、再来年のことはわからんやないかいというようなこともございますけれども、合併特例債の5年間の延伸等も、我々はもう決まるやろう、もう決まるやろうと思っておりますけれども、これが決まりましたなら、今いろいろと一遍にやっておる事業を計画的にもう少し優先順位を決めながらやっていく等

のことも考えていかなければならないというふうに思っておりますし、そのような形で事業を進めていかなければならない、ピークを減らしていくというようなことも考えていかなければならないと思っております。

ただ、我々の考え方としては、前回、給食センターないし新庄小学校附属幼稚園のことを認めていただきましたけれども、この2つにいたしましても、今、新庄小学校附属幼稚園にいたしましては大きな規模の地震が来たら危ない、早く建て直さなければいけないと、これはもうすぐに取りかからなければならぬということも皆さんにご理解いただきましたし、また、給食センターにおきましても、全体事業費で今のところ我々がくくっておるのが大体概算で14億円で、そのうち国から出てくる補助金が7,000万円しかないということでございます。残り13億3,000万円は自前で準備をしていかなければならないということでございますから、後年度に合併特例債を使わずにこれを建設するということになれば、大いに市民に迷惑をかけてしまうということになりますので、合併特例債が使える間にこれは前倒しをしても事業をしていかなければならないと考えて、事業計画を立てさせていただいておるということでございます。あれもやろう、これもやろうということで無計画に事業計画を立ておるというのではなく、後年度に子どもや孫の時代に大いに負担をするということではなく、今、合併特例債という有利な起債が使えるときにこれを使わせていただくということで、計画をさせていただいておるという考えのもとに、こういう財政計画等もお示するというわけでございます。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 市長の方から一般的なご答弁をいただきました。この間、確かに必要な事業は、学校給食センター、耐震診断をしたら倒壊する新庄幼稚園については、これは当然のこととして新市の建設計画に組み入れてこの合併特例債を活用してやっていこう、これは議会全体の意志であるわけであります。

しかし、市長は財政の状況、財源の問題についてお話いただきましたけれども、今日の新聞に出ていました。御所市でも41年ぶりでしたか、実質収支の黒字に転換をした。これは確かに市長さんが大いに努力されてやられたというのは思うんですが、私は実際にこの間の国の施策において、麻生さんからの経済対策、15兆円に及ぶ補正予算、そして民主党政権に入ってから、やはり12兆円を超えるような補正予算、さらに地方財政計画における交付税財源、臨時財政特例債の増額等々によって息を吹き返し、あの御所市でも41年ぶりに実質収支が黒字になると、こういう見通しになっていた。このことは私は大いに喜ぶべきことだというふうに思う。しかし、これは御所市や葛城市や奈良県全体の市町村、日本全体の市町村が税収がふえて好転したというわけではないわけです。全くない。逆に減ってきているというのが実態なんです。

そんな中で、市長が言いました。これは設計の段階で、実施設計する中で価格を見たとき、それは、設計し、それに基づいて予定価格決め、入札にかける、これは当然当たり前のことです。しかし、私たちはやっぱり予算があり、もちろん設計価格がある。しかし、この入札によってその予定価格よりも、まあ、これは確かに契約によって大きく契約差金が出るとい

うのはわかります。しかし、契約差金を、これを、この財政見通しというか、そういう中に
入れてもらってということになれば、そのように聞こえたんです、私には。

(「入れていない」の声あり)

白石委員 いやいや、そら、入っていないの当たり前の話やん。そこはな。

そういう認識を持っているということについては、この示していただいている財政計画そ
のものにも疑義が生じてくるわけですから、その点はやっぱりちゃんと述べておきたい。

更に、設計段階において、リサイクルセンター、全自動化でいくねんと5億円プラスだ。
そういうことでしょう。更に、10億円の予定だった地域活性化事業が18億円、ここので20億
円超える。だから、やっぱり本当に必要なんか。そういうものにちゃんとメスが入っている
のかということをお私言っているわけですよ。だから、世間ではこうですよ、三重県の津市
でこうですよ、後発の合併市は新市の建設計画を抑えて、国がどのような財政施策をとろう
とも健全な財政を維持できるように留意をしているではないかということをご紹介している
わけです。ですから、これは事業の中身までいったら、特別委員会あるいは常任委員会の審
査を侵すこととなりますので、この程度にしておきますけれども、市長の見解としてお聞き
しましたけれども、この点を私は述べておきたいというふうに思います。

以上です。

阿古委員長 ほかに新市建設計画について、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 なければ、続いて、今回の事業予算の変更や平成23年度決算見込み額の見直しなどによ
りまして、財政計画につきましても変更が生じますので、そのことについて理事者より説明
いただきます。

はい、課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配付いたしております資料に基づきまして、財政計画の説明をさせて
いただきたいと思います。お手元に配付させていただいております資料につきましては、昨
年12月に提出させていただきました財政計画の総括表でございます。葛城市財政計画A 1、
それと財政計画の前提条件A 2、そして、財政指標の推移A 3、いずれも右上に「平成23年
12月」と括弧書きしたものの、それと、今回見直しをさせていただきました財政計画の総括表
でございます。葛城市財政計画変更後ということでB 1、財政計画の前提条件B 2、それと
主要財政指標の推移、見込みでございますがB 3、いずれも右上に平成24年6月と括弧書き
させていただいております。それと、最後に、12月時のA 1とB 1、それぞれ総括表の比較
といたしましての財政計画比較表Cという形で記載させていただいております。以上7枚に
なっております。

それでは、これより説明に入るわけでございます。変更後の財政計画につきましても前提
条件となる部分につきましては、昨年12月に提出させていただいた分と基本的に条件は変わ
りはありません。したがって、まず、昨年12月時の財政計画の条件、また数値等につ
きましての概要説明をさせていただきます。その後、今回の変更に伴います財政計画の内

容、また、それに基づきます財政指標等々につきましての説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、昨年12月時に提出させていただきました財政計画の条件、また数値等につきまして、概要を説明させていただきます。資料につきましては、A1、A2、A3、この3つでございます。

まず、財政計画策定に当たっての前提条件につきましてでございます。この財政計画につきましては、歳入歳出、各費目ごとに過去の実績、また直近の予算、すなわち平成23年度の当初予算を基本といたしまして、平成23年度から平成32年度までの10年間を普通会計ベースで100万円単位のもとに見通したものでございます。財政計画の中では、平成21年度から経年の推移を記載させていただいております。それぞれの年次別の位置づけでございますが、平成21年度、平成22年度につきましては、決算統計に基づく決算数値でございます。また、平成23年度につきましては、当初予算ベースに平成22年度からの繰越し処理、また決算余剰処理を行った数値となっております。平成24年度以降につきましては、各年度とも前提条件に基づく推計数値の記載となっております。

次に、この財政計画の作成するに当たっての特別会計の位置づけでございます。

国保特別会計のように、広域化など方向性のあるものもあるわけですが、財政計画上はいずれの特別会計も現行制度が存続するものとして推計をいたしておるところでございます。また、使用料や手数料などの公共料金につきましては、改正等の見直しは見込まず、いずれも現行制度の継続のもとにということでの設定でございます。

それでは、歳入歳出の主な費目につきましての前提条件、概略説明させていただきます。

まず、地方税についてでございます。個人・法人・固定資産・軽自動車・たばこ税、いずれも過去の実績、納税義務者等の推移、また今後の経済状況の見通しなどを踏まえ、現行制度を基本にした中での推計をいたしておるところでございます。

次に、地方譲与税でございます。自動車重量譲与税、また地方揮発油譲与税、それぞれの財源上限といたしましての車の利用、揮発油の需要等々、また候補基準たる市道の延長面積等における伸び等々も勘案した中で、さほど今後伸びを望めない中、平成23年度の当初予算額と同額で推移をさせておるところでございます。

続きまして、利子割交付金、地方消費税交付金、また自動車取得税の交付金についてでございます。いずれも今後、消費経済の低迷が継続するとともに低金利は市場経済的には続くこと等によりまして、いずれの交付金につきましても平成23年度の当初予算額と同額にて推計をいたしておるところでございます。

次に、地方特例交付金でございます。当該交付金につきましては、毎年のように対象となる経費が変遷してきたわけございまして、この交付金につきましても過去の決算額をもとに推計しがたいため、平成23年度の当初予算額と同額にて推計をいたしておるところでございます。

続きまして、地方交付税でございます。普通交付税につきましては、合併算定の特例による算定をいたしております。新市建設計画事業に対する普通交付税措置などを見込んで推計

をいたしておるわけでございます。なお、平成27年度は合併後11年目になる年度でございます。すなわち、合併算定が一本算定へと変わっていく中の激変緩和策といたしましての段階的に低減される最初の年度でございます。満額算定と一本算定の差額に対しまして、この年度で1割の低減、翌年度以降3割、5割、7割の低減となり、5年後の平成31年度では9割の低減となるわけでございます。平成32年度は、一本算定での交付税額を見込んでおるところでございます。

続いて、特別交付税でございます。こちらにつきましても、特別な増額要素が見込めない中、過去の実績等を参考にした推計をいたしておるわけございまして、合併支援として包括的算入のあった平成16年度から平成18年度以降の通常ベースに戻った平成19年度から平成21年度までの3カ年度平均を基本として、推計をいたしておるところでございます。なお、特別交付税におきましては、平成23年度の地方財政計画上、特別交付税の見直しが示されたわけでございます。その内容につきましても、地方交付税の現行6%が特別交付税ということで割り当てになっておるわけでございますが、これが平成23年度で6%から5%、また平成24年度で5%から4%へ引き下げられ、以降、4%で推移するものと示されたわけでございます。これら、引き下げ分につきましては、普通交付税に移行するといった内容ございまして、当該改正内容を見込んだ推計をいたしておるところでございます。

続いて、使用料及び手数料でございます。いずれも平成22年度決算額を基本といたしておりますが、霊苑使用料につきましては、2年に一度の公募がなされるため、隔年でその分を応分を推計いたしておるところでございます。

続いて、国庫並びに県のそれぞれの支出金でございます。いずれも平成23年度の当初予算額をベースに年度ごとに増減いたします扶助費や新市建設計画事業を始めとする普通建設事業分等に係る収入分を見込んで推計をさせていただいておるところでございます。

続いて、財産収入でございます。経常的な財産収入の過去の実績平均をもとに、同額推計をいたしておるところでございます。

続いて、繰入金でございます。各年度の歳入歳出収支財源不足額相当分を見込んで推計をいたしております。ただし、平成26年度につきましては、国営の十津川・紀ノ川の2期事業に係る償還年度に当たるため、この年度につきましては、国営十津川・紀ノ川2期事業償還基金の全額を取崩す予定を見込んでおるところでございます。繰越金につきましては、平成24年度以降は生じないものとして計上はいたしておりません。諸収入につきましては、体力づくりセンター運営収益金を初めとする経常的な諸収入として、過去の実績平均をもとに同額推計をいたしておるところでございます。

続いて、地方債でございます。新市建設計画事業に係る合併特例債、また普通建設事業に係る通常債等の発行分、それと、合併特例債を活用した地域振興基金の造成分等々を見込んで推計をいたしておるところでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。

まず、人件費でございます。基準値年度を平成20年度から平成22年度の決算数値をベースに昨年9月議会の定例会終了後に提出させていただいております今後10年間の退職・採用予

定表に基づきまして、在職者の定期昇給等を見込んで推計をいたしておるところでございます。

次に、物件費でございます。今後の経費節減等を勘案し、過去の実績平均をもとに毎年1%の減と見た上に、新たに住民情報システムの機器更新、また基幹システムの共同化事業に係る経費等を上乘せして推計をいたしております。維持補修費につきましては、各公共施設、資産の活用につきましては、現行どおりのままと位置づけております。したがって、老朽化等に伴う維持補修費につきましては増加が予想されるため、平成23年度の当初予算をもとに毎年1%の増を見込んで推計をいたしておるところでございます。

次に、扶助費でございます。扶助費につきましては、扶助費の対象となる方々の推移、また過去の実績等を参考といたしまして、近年の制度、動向等を勘案したもとに推計をいたしておるところでございます。

続きまして、補助費等でございます。各種団体一部事務組合等への負担金・補助金等でございますが、これにつきましては、平成23年度当初予算額と同額にて推計をいたしております。なお、平成26年度は歳入費目、先ほど繰入金にて説明いたしましたが、国営の十津川・紀ノ川2期事業費の償還負担金を上乘せして推計をいたしております。

次に、普建事業費でございます。普通建設事業費につきましては、新市建設計画に基づく事業費に経常的な普通建設事業費を……。

阿古委員長 課長、これ、前回のというか、あれ、1月やったか。12月か。12月のときにA表については説明いただいておりますので、もう変更で今回、B表を出していただいておりますので、B表の説明に移っていただけて結構やと思います。

山本総務財政課長 ありがとうございます。

ただいま、委員長より比較表からの説明ということでいただきましたので、12月時の概略につきましては、一旦ここで終わらせていただきます。

それでは、これよりC表について、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、今回の財政計画の前提条件につきましては説明をさせていただきます。先ほど来説明いたしました根底となります基本条件については、12月時の提出条件と変わりはございません。しかし、会計年度につきましては、現在、平成24年度に入っております。したがって、財政計画上での平成23年度、また平成24年度の年次の位置づけについては、変更を行ったところでございます。

まず、平成23年度の位置づけでございます。12月提出時では、平成23年度当初予算をベースに平成22年度からの繰越、決算余剰処理を行ってきたわけでございますが、今回の財政計画では平成23年度末の現計予算ベースに置き替えたところでございます。また、平成24年度につきましては、12月時、前提条件に基づく推計数値、すなわちシミュレーション年度となっておったわけでございますが、今回の財政計画上では平成24年度の当初予算ベースに置き替えたところでございます。平成23年度、24年度の年次位置づけの処理につきましては、以上でございます。

続きまして、昨年度の12月提出時と条件が変わった費目につきましては説明に移らせてい

たきます。歳出での主な性質別の変更費目につきましては、次のとおりでございます。

まず、法改正に伴います扶助費、そして、先ほど来説明ございました新市建設計画でのごみ処理施設整備事業費の見直しなどに伴います普通建設事業費でございます。そして、これらの費目の変更に伴って生じてまいります公債費の変更、また歳入では、特定財源としての国庫・県それぞれの支出金の変更、地方交付税、地方債等の変更となっておりますわけでございます。

それでは、お手元に配付いたしております財政計画比較表Cに基づきまして、説明をさせていただきます。

この表につきましては、A1とB1のすなわち総括表の差額を歳入歳出それぞれ費目別にあらわしておりますとともに、積立基金の経緯的な推移を100万円単位で示した表でございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。

まず、扶助費でございます。12月提出時以降、制度的に改正のあったものについての見直しを行いました結果、児童福祉法の改正に伴う障がい児の通所給付費、年額にいたしまして、約3,000万円余りでございますが、新たに財政計画上、盛り込む必要が生じたので、所要額を盛り込みました結果、その影響額につきましては、平成25年度から平成32年度までの8年間で2億4,900万円の増額となったところでございます。

次に、普通建設事業費でございます。新市建設計画でのごみ処理施設の整備事業費の見直しなどを盛り込んだ結果、その影響額は財政計画上、8年間で52億8,100万円の増額。逆に平成23年度、平成24年度の年次の見直しに伴います2カ年度で、普通建設事業費は12月提出時に比べ、30億4,100万円の減額となっておりますところでございます。

次に、公債費でございます。平成23年度、平成24年度それぞれの年度の位置づけ変更に伴う地方債額の変更、また普通建設事業費の見直しに伴う地方債の増額等による公債費の財政計画上の影響額は8年間で2億600万円の増額となっておりますところでございます。また、維持補修費、補助費等につきましては、12月提出時における平成24年度以降の財政計画上の額は、平成23年度の当初予算ベースであったわけでございますが、それを今回、平成24年度当初予算額に変更したことによる増減でございます。なお、補助費等で平成26年度、また平成29年度で大きく増減がございます。これは先ほど説明いたしました国営十津川・紀ノ川2期事業費の償還負担金、12月提出時では平成26年度に一括償還するとされていた償還額が約3億3,700万円余りでございますが、これを一括償還とされておったわけでございますが、本年1月に国の方からその地方負担、また償還年次の見直しがなされ、平成26年度の一括償還から、償還は平成27年度から平成29年度までの3カ年度の分割償還となったことに伴う増減でございます。

次に、積立金でございます。平成22年度の決算余剰等に伴い、積立基金の平成24年度末の残高は12月提出時に比べ、5億500万円の増額となったこと等に伴い、そこから生じる利子積立、また、国営十津川・紀ノ川2期事業費の償還積立の見直し等による増減となっております、財政計画上の影響額は8年間で3,800万円の増額となっておりますところでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

地方譲与税、利子割交付金初め、各種交付金についてでございます。財政計画上の平成24年度以降の年次額につきましては、12月時、平成23年度の当初予算をベースに同額推移しておったわけでございますが、そのベースを平成24年度の当初予算額に変更したことによりまして、これに伴います増減でございます、その影響額は8年間で3億400万円の減額となっております。

次に、地方交付税でございます。普通交付税につきましては、公債費算入以外の基準財政需要額につきましては、12月提出時は平成22年度の確定数値を用いておりましたが、今回直近の平成23年度の確定数値も含んだ平成21年度から平成23年度までの3カ年平均数値を用いた中で、平成26年度以降につきましては、現在、国の平成21年度から行われてきた1兆円規模の特別加算が不透明な状況ということでございまして、応分相当額については除外するとともに、起債の増減に係る公債費算入等を見込み直したもとに基準財政需要額をつかむとともに、先ほど申しました地方譲与税、各種交付金に係る影響額による基準財政収入額の積算の結果、その影響額は8年間で3億2,900万円の増となっております。

なお、平成23年度の地方財政計画で、先ほど特別交付税、平成23年度、平成24年度で現行の6%から4%に下がると位置づけられておったものが、平成24年度の地方財政計画におきましては、東日本大震災等に伴い、見直しが再度なされた結果、平成23年度から平成25年度までには現行の6%を継続され、平成26年度で6%から5%、翌平成27年度で5%から4%、以後4%へと変えられる、こういう位置づけになりまして、本財政計画上におきましても、当該改正内容を見込んだ推計をいたしたところでございます。

12月の提出時と条件が変わった費目につきましては、以上でございます。

続きまして、基金残高について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成24年度末の基金残高でございます。12月時、すなわちA1の表でございますが、平成24年度末の基金残高につきましては、29億3,200万円を見込んでおりましたが、平成23年度、平成24年度の年次ベース条件をそれぞれ変更したこと等によりまして、当初見込んでいたよりも現在5億500万円の増となっております。そして、その残高につきましては、B1の表でございますが、34億3,700万円と金額にして見込んでおるところでございます。

また、財政計画での最終年度でございます平成32年度の基金残高につきましては、A1の表でございますが、12月時では8億3,400万円と見込んでおったわけでございますが、今回提出させていただいておりますB1の表では9億5,900万円と、12月時に比べまして1億2,500万円の増額となっております。この増額につきましては、先ほど申しましたように一旦、平成24年度末では12月時に比べ、5億500万円の増となるわけでございますが、このうち今回、扶助費、また普通建設事業費などの見直しに伴いまして、平成25年度から平成32年度までの間で3億8,000万円の一般財源が必要になったことによりまして差引残高となっております。

続きまして、主要財政指標の推移B3でございます。こちらについて、説明をさせていた

だきます。

まず、一番上の財政力指数でございます。この指標につきましては、財政基盤の強さを示す指標でございます。千葉県や静岡県等々では多く該当いたすわけでございますが、普通交付税の不交付団体に近づけば近づくほど、財政力が強く、東京都のように不交付団体となればこの指数が1以上になるわけでございます。財政計画上での葛城市の指数は、平成23年度から年次を追って、0.5台後半から0.6台へ近づいていくといった推移をたどると見込んでおるところでございます。これにつきましては、後年度になるにつれて普通交付税が減っていくことによるものでございます。

続いて、経常収支比率でございます。この指標につきましては、財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。葛城市におきましては、平成22年度決算時は82.6%と、県内市町村の中ではトップクラスの弾力性のある団体となっております。表から見ていただければわかりますように、財政計画期間中につきましては98%台後半まで推移するものと見込まれます。こちらにつきましては、経常的な一般財源の柱とも言うべき普通交付税が伸び悩む中、経常経費充当の一般財源費目でございます公債費や繰出金などが増加の途をたどるために、弾力性のある財政構造から硬直化に向けてシフトしていくものを示すものでございます。ちなみに、平成22年度の県平均は92.2%、12市での平均は93.1%でございます。

次に、実質公債費比率でございます。この指標につきましては、実質的な公債費や下水道の準元利償還額などが経常的な一般財源総額にどれだけ占めるかといった割合でございます。この指標数値が18%を超えれば財政健全に向けての要治療の必要な団体となり、また、25%を超えれば早期健全化団体、奈良県内でも2団体が平成21年度、該当したわけでございます。財政の早急な見直しが必要となってくるわけでございます。35%となれば財政が破綻し、再生団体、夕張市のようなわけでございます。財政計画期間中の本市の指標に至りましては、合併特例債の償還額が大きくなるまでの平成26年度以前につきましては、7%台まで右下がりとなっていくと見込んでおりますが、以降、償還額の増嵩に伴いまして、この比率も11%台まで上がると推移を見込んでおるところでございます。しかし、財政健全に向けての治療が必要となる18%までには遠く、通常財政状況につきましては、健康であるとみなされる範囲をたどるものと見込んでおります。

なお、平成22年度の本市の実質公債費比率は11.5%でございます。県平均では14.7%、12市の平均では14.6%ございまして、いずれも県平均を大きく下回っておるところでございます。

最後に、地方債の残高の推移でございます。合併直後、120億円余りありました地方債残高につきましては、平成22年度末までは102億円台と右下がりの一途をたどってきたわけでございますが、今後、平成25年度、平成26年度と本格的な合併特例債活用の新市建設計画事業が進んでいくことに比例いたしまして、この地方債残高も平成26年度をピークといたしまして、210億円台までふえることとなります。しかし、この210億円台の中身でございます。先ほど市長が申されたように100%交付税の算入のある臨時財政対策債が約71億円余り、また、70%

の交付税算入のございます合併特例債が104億円余りと、これら交付税算入の大きな2つの地方債の残高合計いたしましたら、210億円中175億円、率にして約85%ほどを占めるわけでございます。この2つの地方債に係る公債費算入、雑駁ではございますが、約140億円余りが交付税算入として後年度以降で措置されるわけでございます。なお、平成26年度から平成28年度にかけて200億円台の地方債残高が続くわけでございますが、その大半が今申しましたように交付税算入として措置される内容のものでございます。

なお、平成22年度の本市の地方債残高は102億1,543万8,000円でございます。県内の比較にいたしますと、県平均残高が168億6,083万4,000円、12市平均の残高は420億5,319万2,000円でございます。本市の地方債残高につきましても、先ほどの実質公債費比率と同じく、いずれも県平均、12市平均よりも大きく下回っておるわけでございます。

以上、はしより、かいつまんだ説明となりましたが、これで変更後の財政計画、また、それに伴います財政指標等につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

阿古委員長 それでは、ただいま説明願いましたことについての質問に移りたいと思います。

何かございませんか。

溝口委員。

溝口委員 2点お伺いします。1つは、この新市建設計画一覧表の中で、都市基盤の整備、道路網の整備、道路新設改良事業ということで、7,543万6,000円ほどがこの当初、12月から今回の6月変更案でふえているんですが、これはどういった内容のものを。私がこれ、読み取るに、1つは既に継続中の事業、例えば耐震化とか。耐震化ぐらいですかね。それとも、磐城第2保育所、給食センター、幼稚園の建設等々が既に進行中、継続中なんですが、それ以外にも継続中という、要するに事業の展開が計画されて進行はしているんですが、実態として着手、着工されていない事業という見方をすれば、継続中のものについてこの変更案ではプラスされているのは確かに見積もりとか設計とか、そういう段階のものプラスだろうと思うんですが、この道路の新設改良事業というものは、我々、細かく道路の内容が出てこないんですが、これで少なくとも今、7,500万円近くふえているわけですが、先ほどの課長の説明では、特例債絡みの新市計画に入れ込むべきような道路について追加したというようなニュアンスで説明されたように思うんですが、この点、どうなのかお聞きしたい。先にまず、これ1点。

阿古委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

道路新設改良事業につきましては、これまで単独で予算計上しておったわけでございます。昨年度来、県とも調整いたし、合併特例債に資すもの、合併特例債に資さないものという中で、道路新設改良事業の見解につきましては、道路、各集落内、旧新庄、旧當麻も含めて、集落内を交流するという中で、この事業については全国的な例の中から見ると合併特例債の該当する事業であるという判断を県の方からいただきまして、昨年12月の財政計画の中でこの新改事業につきまして合併特例債充当ということで入れさせていただいた経緯となっております。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 そしたら、この道路新設改良事業の40億円、12月当初の事業費40億918万6,000円のトータル額が、今度は47億円、要するに継続中のもので前年度繰越分も入れていますので、47億…

(「4億」の声あり)

溝口委員 あ、ごめんなさい。4億8,200万云々になりますよね。そのうち、私が言っているのは、その差し引きが前年度分の2,966万円と4,577万6,000円を足すと、7,543万6,000円がこの新市建設計画の12月から6月提案の今の時期にふえているわけですね。このふえていることについて、よく一番あいまいな説明をいつも受けているが、道路に関しては、枠取りがありますから、その中にいろんな事業を入れ込むことができます。この枠取りというのは少なくとも当初の4億918万9,000円の枠取りではなかったのかな。それがこの6月では、ふえているところに新市建設計画の道路枠、新設改良事業の枠をふやしたことにほなりませんか。それを聞いているんです。なぜふえているんですかって聞いている。

阿古委員長 それは、考え方じゃなくて具体的に何がふえているという話を。両方ですか。

溝口委員 考え方も、答弁の理事者側の説明と今と食い違っているんでね。そこをちょっと、その入れ込まれた7,000万円の工事枠は、当初は一般財源でやるべきものを、今回は特例債を使った工事に入れ込んでいるわけでしょう。そやけど、特例債に全額は、ほかの要因でふえるというのはわかるんですよ。例えば設計見積もりがどうやこうやとか。そやけど、実質上、これ、道路に関しては、中身がどうなのかということを知りたいです。

阿古委員長 じゃ、具体的な事例を踏まえて、答弁をお願いします。

理事。

中 都市整備部理事 都市整備部の中でございます。新設改良費につきましては、ご存じのように地元さんからの要望、また、危険な箇所等につきましてというような形の中で、道路改良をかけていっているわけなんですけども、今現在、12月以降のやつでふえた分ということで、平成24年度予算ということで新設改良費予算ということで上げさせていただいた分につきまして、合併特例債ということの中で調整いただいた形の中で、新設改良費の平成24年度予算額として計上いただいたものであります。私どもの方の計上の中で合併特例債を認めていただいたということで計上いただいたものと私どもは理解しておるものでございます。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 今回のこの6月の変更案というのは、3つあると思うんですね、要素が。1つは、継続している学校の教育充実の中のいろんな耐震補強や改修工事の中身が、当初の事業費よりも変わりましたよという報告が今、ありましたわね。それともう一つは、少なくとも、まあ、それはその中に含めて、この磐城第2保育所のものも含めたとしたら、今現在進行している事業にかかわる、要するに特例債を使った事業にかかわるものがお金がちょっと変わりましたよという報告が1つ要因ですよ。そやけど、もう一つは、クリーンセンターに絡んで、入

札対応のために予算をふやしますよというのが2つ目の要素です。3つ目は、それ以外のものの、例えば今まで説明されていない事業費の膨らみは何なんですかと聞いている。それが1つ目についてのが、この道路改良工事というものに少なくとも7,500万円が入っている。これは、中身は今までの説明で私が理解しているのは、その枠取りを4億900万円ほど取っていますよと。その中身は幾らでも変えられますねんという話は聞きました。しかし、その中身をふやす話は聞いていない。説明も聞いていない。だから、今回の説明で変更後なぜ7,543万6,000円の枠がふえたのかと。それは新たに事業、どこかの道路を改良せなあかんと。幾つもあると思うんですよ、改良せなあかん。しかし、それを新市建設計画に入れ込む場合は、当然ながら説明せなあかんでしょう。新市建設計画を今、議題としている当委員会なり、または都市産業常任委員会なりにね。これ、変更なんですよ。ふえている事業。いや、それをちょっと説明していただきたい。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまのご質問の件でございますが、昨年12月にこの道路新設改良事業につきまして、溝口委員のおっしゃるとおり枠取りということでご説明させていただきました。その中で、12月につきましては、4億918万6,000円ということでご説明させていただきました。この金額につきましては、その当時、ご説明申し上げました、いわゆる生活関連道路の整備として新市建設計画書の中で読み取れるということで、通常の道路新設改良事業を予算書の中なら数字を引っ張り出してここに入れさせていただいたということで、当時、平成23年度につきましては、予算で算定の上、その平成24年度以降につきましては、毎年1億1,000万円なり1億2,000万円なりの見込み額を平成25年度まで計上させていただきました。その合計が先ほど申しました4億918万6,000円でございます。今回、この数字をそのままに据え置きまして、改めまして平成24年度の当初予算額をここに積み上げさせていただきました。その結果、7,543万6,000円が数字上は増加ということでございますが、事業の中身といたしましては、あくまで通常の道路新設改良事業を行っていくということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 そうすれば、私らが3月議会のときに予算委員会で検討した道路改良工事の予算、要するに特例債を使わない予算ですよ。道路改良工事の予算を今回、特例債を使うことに変更になったということですか。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 先ほど申しましたように、全体の事業費の見直しの中で、この道路新設改良事業が新市建設計画書の中で読み取れるということで合併特例債を使った事業ということで計上させていただいております。今回、先ほど申しましたその中で、平成25年度の見込み数字を置いたまま、平成24年度計上いたしました当初予算額をそのままそこに足し込みましたので、ふえたという結果でございます。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 基本的に立ち返ると、この特別委員会に、要するに継続調査の付託を受けている内容というのは、新市建設計画の中身を葛城市の発展のためにゴーサインを送るのか、いやいやストップをさせるのかというような議論がされて、そしてその裏づけに財政の計画が十分なるものであるかどうかを見きわめましょうという内容なんです。しかし、じゃ、特例債を使う事業が確定しているのは、全部確定しているんですが、唯一道路新設改良工事だけが中身が確定していない。それは、4億918万6,000円の枠取りの中で行われる工事が新市建設計画の中で認められる工事と私は認識しています。それが今回、いやいや、7,543万6,000円ふえましたよ。これは少なくとも単年度予算の中で読み取れるという、だれが判断するんですか。新市建設計画の中の改良工事業として読み取れるから、これだけふえましたよというのは、当然ながらここの委員会に説明しないとイケない枠取りでしょう。要するに、全体事業額がふえているんや。7,543万6,000円。このふえている中身を説明していただきたい。そやけども、その説明が、「いやいや、いろんな大字なりの要望から生活道路なり、そういったものを単年度予算の中でやる事業を積み上げていったら、まあ新市建設計画の中の特例債を使ってもいい雰囲気の中のものですよ」ってだれが判断するのか。それを聞きたい。

阿古委員長 答弁、だれしますか。これは市長か副市長の答弁しかないかな。

(「休憩で」の声あり)

阿古委員長 休憩で答弁、整いますか。

(「はい」の声あり)

阿古委員長 じゃ、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時55分

阿古委員長 それでは、委員会を再開いたします。

理事者の答弁を求めます。

市長。

山下市長 済みません。溝口委員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、見直しの部分で、先ほど和田課長の方が答弁をいたしましたように、毎年平成23、24、25年度で1億1,300万円の金額を足し込んでということで、全体で4億918万6,000円の枠にしていた、そこの部分に7,500万円が乗っかってきているということに関しては、計算上のところの部分もございます。また、全体の事業の中で、単費で道路新設改良の事業をするよりも、できるだけ市の負担を減らしていく、合併特例債が使用できる、認めてもらえる部分に関してはその使用をしていくと。何もこちらの方も無制限に合併特例債を使うというわけではございませんけれども、単独で1,000万円、2,000万円の道路新設改良をしていくに当たって、裏負担として認めてもらえる分に関しては合併特例債を使っていくというようなことも考えてございますので、そういう中で全体事業費の中でのふえていくという部分が若干あったのかなというふうに思っております。

また、中身につきましては、精査をしていきながら詰めてまいりたいというふうに思っ

おりますけれども、考え方としては以上の考え方でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 今、市長の方から答弁をいただきまして、合併特例債の枠取りの中で有利なこういった新設道路工事については実施していこうということについては理解をしました。

それでは、もう1点、こういった中身の中で、6月現在示されている特例債の枠、それをもう一度確認したい。特例債を使う枠は何億円なのか、そして、現在は、この6月の変更後、何億円なのかをもう一度確認したい。

阿古委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの溝口委員からのご質問でございます。合併特例債の枠ということで、99億9,400万円、これが上限でございます。このうち、6月、今回提案させていただく分につきましては、98億9,690万円ということでございます。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 非常に特例債という有利なという判断をされているこの起債なんですけど、もう枠を目いっぱい使った状態なわけですね。それを確認しておきたいと思います。

それから、もう1点、この変更後の財政計画を見まして、1つは歳入の方で地方交付税というものが、少なくとも現在の国の合併特例債絡みの法案の中で、平成26年度内をもってということは10カ年をもって新市建設計画を完了しなさいということになっておりますし、また、その後5年間は1%ずつの目減りをしていく。そして、算定替えによる本当の状態になるのが平成32年度以降ですけども、ここには平成32年度以降はあらわされておきませんので、実際、こういった数字が並んでおります。少なくとも32億円近くのお金が、32億2,800万円ですよ、平成32年度は。こういった状態がずっと続くというふうには到底考えられませんので、現在、平成32年度までの10カ年の財政計画を我々は目にしているわけですが、この中で1つだけ葛城市の将来を見たときに私、非常にこの財政計画を指導している理事者の方にお聞きしたいんですが、歳出を見ていただいて、平成27年度から普通建設事業、要するに4億9,700万円からだっと始まって、平成32年度は3億7,400万円なわけですね。この状態、要するに新市建設計画が平成26年度で終わった以降、葛城市の建設、発展、建設、持続、そういったものから、読み取れない数字があらわされているんですが、これはどういったことなんでしょうか。要するに財政計画を立てる上で、平成27年度からは全く普通建設事業というのは、微々たる予算をもって継続していこうと言うのか。どうなんですか。財政計画を立てる上で、これをよしとして我々は見たらいいんですか。将来の葛城市がどうなのかなと思える部分が。要するに財政計画、シミュレーションというのは、現実使えませんよという問題ではないと思うんですよ。幾らかのお金を使いながら葛城市も発展し、持続し、メンテナンスをかけて維持していくという部分からすると、この数字が本当に我々、このまま受けとめていい数字なのかどうか、思い、これは当然ながら葛城市を運営する理事者、市長、副市長及び各担当の職員が英知を絞って、どうしていこうかと言って、考えて出された数字だろうと思うん

ですが、この点、もし、今答弁できるのであれば、答弁をお願いしたい。

阿古委員長 市長。

山下市長 お答えをさせていただきます。先ほど溝口委員が、合併算定替えが終わるのがこの中に入っていないやないかとおっしゃっていましたが、平成32年度が合併算定替えが終わってからの交付税の額ですから。

終わってからの額が32億2,800万円という形になります。

基本的な考え方として先ほど申し上げましたように、合併特例債を使った事業をというか、できるだけ、先ほども出てきましたけども、新庄小学校附属幼稚園であったりとか、給食センターであったりとか、また、クリーンセンターであったりとか、老朽化をしている施設がたくさんあります。それをそれぞれ1つずつ建設をしていくだけの財政的な余裕はない。何のために合併をしたのかというと、やはり合併効率、統合してその維持管理のコストを削減していこうということがこの合併の目的であったわけですから、クリーンセンターを統合する、また、給食センターを統合するというような形で、将来にわたって必要な事業をこの合併特例債を使える間にしておこうというのが1つの大きな目的であります。

将来にわたって事業をしないのかということは、全くそういうことは考えてはおりません。やはり、この新庄庁舎であったりとか、當麻庁舎、また、いろいろな複合的に施設を持っております。この維持管理・保守点検をどういう形で進めていくのかということも考えていかなければならない。ファシリティ・マネジメントという言葉がございませけれども、いつ建設をされ、その保守をいつして、どの程度まで長寿命化をさせていくのかということも、やはりこれから大きな課題として考えていかなければならないというふうに思っております。道路等に関しましても国の方から、アメリカでは50年たった橋が崩落をしたりと、いつそれを改良していくのか、また建替えをしていくのかということが大きな話題になっております。葛城市にいたしましても、下水道の問題、水道の問題、さまざまな施設の維持管理、保守点検をどうしていくのかということは、これから議論していかなければならないというか、一定の方向性を示していかなければならないだろうというふうに思っておりますので、それにつきましては、しっかりと検討していかなければならない課題を抱えておる。それはどの自治体も同じでございませけれども、それをどのように解決していくのか、しっかりと見据えた上で事業を進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

当面、合併をいたしましてから10カ年の間にこれだけの事業をしていかなければならないというふうに我々の先達が示していただきましたので、それに基づいた事業の推進、それを効率よくできるようにということで進めさせていただき、それに基づいて出させていただいている計画でございませるので、これから10年後、20年後、どのような形でファシリティ・マネジメントをしていくのかということは、また議会の皆さんにもご相談をさせていただきながら、進めていかなければならない事業であろうというふうに十分に認識をいたしております。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 最後に1点だけ述べて終わりますが、まず、財政の計画というものは、今現在の地点に立

って見通した中身であって、少なくとも平成27年から以降のいろんな葛城市の発展事業の展開をしていく上では、これはあくまでも今地点での財政のシミュレーションであるという認識を私は持ちたいと思います。当然ながら、公債費及び基金残高、それから、それらのいろんな要因を含めて、将来ずっと見通していかなければならない、ここに示していない数字を憶測しながら我々は判断していかなあかんのではないかと思います。

それともう1点は、先ほど市長が言われましたが、要するに物を建てたら必ずそれを維持管理していかなあかんということで、ここにはあらわされていない投資額なわけですよ。しかし、事業をやっていったら必ず生涯コストというものが発生します。これを今後、新たな事業をやる上で、特にこういう財政計画を立てる上で、要するに読み込めない部分、意識的に言えば、マイナス思考的な予算をやはりどこかであらわしていかないといけない時点があるのではないかなというふうに思いますので、その点を十分考慮していただいて、平成32年度以降もやはり手持ち資料としてこういった財政の動きという資料をぜひとも持っていたきながら行政を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

阿古委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 財政計画というのは、私は合併当初から見てまいりました。合併当初、協議会に提案され、議会に提案された財政計画も、これはもう財政当局が県の支援等を受けて全力を挙げてつくったものだったと。しかし、これはあくまでも過去の3年度の実績とか、あるいは当初予算等ですね。それ以降については、もう見込みでしかないというふうなことで、私はその点も理解をしているつもりでありますけれども、当初出された財政計画そのものがどういう結果になったかということは、皆さんもよくご存じだと思います。当初平成17年から平成26年までの10年間の財政計画によって、この財政調整積立金、これは39億超える積立金ができるということであった。繰入金なんてなかったって、ゼロですよ、収入では繰入金ゼロ。その上に積立金が39億円できまっせという予算、計画だったんですね。それがね。これは多くは国の財政政策、大きくは三位一体改革によってもう逆転してしまった。どんどん基金を食いつぶさないで、予算が組めない、赤字になっちゃう。赤字になるわけですよ、繰入れなきゃね。そういうものであったということ、私は本当にこの財政計画というものはなかなかつくるのは大変なことやなと。そういうことやから、あんまり財政当局につくれ、つくれ、ちゃんと市民の信頼に耐えられるものをつくってくれと言うても、その当時だってそういう思いでつくってはった。しかし、現実には全く逆さまな結果になってしまった。

そして、新たに財政計画が出てきました。じゃ、これ、だれが責任を負うねん。ここに出されてきたから、僕らも責任を負わないかんのかいと言われてたら、全く責任を負えない。1つの本当に目安、見通しであって、悪い言葉で言えば、小泉さんのかましが入っちゃって、ほんまに国のさじ加減でどうでもなるんやということがわかった。だから、これはこれとして、私は当然、新市建設計画の変更とあわせて、やはり手続としてきちっと出していただくということは大事けれども、このことそのものを持って、都合のええときは追及しますけれども、僕も追及されたらかなわんというのがあるさかいに、やっぱりこのものには、なかなか

市民の皆さんにこういうことですから大丈夫ですということは、僕はよう言わない。このことを述べておきたい。そういうことなんですよ。

だから、こうやって委員長の取り計らいで新市の建設計画の変更とあわせて財政計画を提出していただいたということは、大いに感謝をしておきたいと思います。しかし、私は、そういう経験を教訓にして、いつそういう財政的な災いが及ぶかわからない。経済がどのように、これまで以上に悪化するかわからない。そういう状況をきちっと踏まえた上でもやはり安全装置というか、そういうものを見越した財政の見通しをきちり持っておいてもらわないかん。これはこれとして、表へ出すもので、思いまんねん。そやから、これだったら僕、何も自信持って市民の皆さんに説明でけへん。大丈夫ですと。奈良県でと言われたって、奈良県、どないなってまんねんみたいな話やからな。

そやから、溝口委員も本当に真剣に議論されている中で、ちょっとこういう発言は不謹慎かもしれませんけれども、経験上、そのように発言をしておかざるを得ない。そういう意味では、やはり有利であるからと言って無制限に、無制限と言っても制限ありますけど、この合併特例債あるいは普通債を活用して事業を行くんだということではなく、事業そのものをきちっと精査をしていただく、儉約をしていただくということですね。

さらに、新市建設計画についても、今からでもやはり見直して、不必要なものはありませんけれども、優先順位をつけて、これはやめておこうかというふうな決断をしていただくということもやってもらわないかんというふうに思います。

ほんまに概括的なことですがけれども、これで私の発言を終わっておきたいと思います。
以上です。

阿古委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 ないようですので、本件につきましてはこれまでといたします。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。
春木議員。

(春木議員の発言あり)

阿古委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。

東北の大震災以降、日本経済の方は更なる低迷をしております。そういう意味におきましても、特に地方自治体におきましては地方税収というものをシビアな目で見えていく必要があるのかと感じております。議会の各議員というのは市民の代表です。どちらかといいますと、税金を搾取される立場の代表であります。行政が事業として進めていくときには両輪のごとく進めていく必要もありますけども、安全弁としてシビアな目の意見も必要かと感じております。

今後とも真剣なる議論の方を委員各位にはお願いいたしまして、本委員会を終了いたしま

す。本当にありがとうございました。

閉 会 午後4時18分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

行財政改革特別委員会委員長

阿古 和彦